

日本ウェルネススポーツ大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

日本ウェルネススポーツ大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神・理念である「物事を科学する人材、グローバルな人材、質実剛健な人材」の養成に基づき、大学の目的、学部・学科の目的を定め、学則をはじめ、大学案内、ホームページ、学生ガイドブックに簡潔かつ具体的に明文化している。日本唯一の学部名称であるスポーツプロモーション学部におけるスポーツコーディネーターの育成を個性・特色とし、大学の目的及び学部・学科の目的の根幹を成す「プロモーション」「コーディネーション」に対応した具体的な三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、大学の目的及び学部・学科の目的を達成するために教育研究に関する組織を構成している。

「基準2. 学生」について

入学者の選抜はアドミッション・ポリシーを踏まえ、入学者選抜規則にのっとり公正に行われ、入学定員に沿った適切な学生数の確保に努めている。学生への学修支援や学生生活への支援は、学生委員会及び教務委員会が中心となり、教員と事務職員が協働して支援する体制を整え、障がいのある学生への配慮や中途退学、休学及び留年についても教職協働により支援を行っている。医務室の整備について一部問題はあるが、教育目的の達成に必要な施設・設備を整備している。学生の意見・要望に対しては、関係課や委員会が連携して把握・分析を行っている。

「基準3. 教育課程」について

学則に規定する学部・学科の目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページや学生ガイドブックに掲載し周知している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保し、ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。しかしながら、三つのポリシーを踏まえた学修成果が定められておらず、大学が定める多様な尺度、指標、測定方法に基づく学修成果の点検・評価は実施されていないので、学修成果を定めた上で、点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックできる仕組みの構築が必要である。

「基準4. 教員・職員」について

教学マネジメントの機能性に関して、学長は教授会の議長となり、教学の各委員会から意見を求めることにより、教学マネジメントの補佐体制を構築している。教授会に意見を

聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め周知しておらず、学生の入学及び卒業の決定を行うに当たり教授会へ意見聴取していないので、教授会の役割について改善が必要である。FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修を開催しているが、SD研修の実施に課題があるため、計画的かつ組織的に行うことにより、職員の人事評価及び育成制度の確立に資するよう期待したい。研究委員会を中心に、研究活動の推進、外部研究費の受入れ、研究倫理教育等の一連の取組みを支援しており、研究成果を「教育研究フォーラム」の研究誌で学内外に公開している。

「基準5. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性を維持するため、寄附行為をはじめとする諸規則を整備の上、基本的な運営方針や事業計画などを策定し、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。監事は、法人の業務状況、収支状況及び財産状況に関して監査を実施しているが、理事会で監査報告書を議決していることは改善を要する。評議員会は法令に基づく必要事項について意見を聴く役割を果たしており、評議員の出席状況も良好で適切に運営されている。法人が掲げる5か年計画を基礎として事業計画を作成するとともに、予算を編成し理事会の承認を得て事業を進めており、通学課程の設置以降、収支差額は毎年度収入超過を維持しており、安定した財務基盤の確立と収支バランスを保っている。

「基準6. 内部質保証」について

全学的な内部質保証の方針にのっとり「責任体制及び役割」「推進体制」「検証と改善」が行われていないので、方針にのっとり取組みを行うよう改善が必要である。通学課程設置後の設置計画履行状況報告書において、自己点検・評価報告書を令和3(2021)年8月に公表する旨を記載しているが公表されず、平成29(2017)年度に機関別認証評価を受けて以来、今回の認証評価を受けるまで大学の質保証のための自己点検・評価は実施されていないので、改善が必要である。三つのポリシーを踏まえた学修成果が定められておらず、IR(Institutional Research)を活用する体制も整備されていないので、内部質保証に関する点検・評価の体制を確立し実行するよう改善が必要である。教学マネジメントにおけるガバナンスや法人の管理運営などにおいて、内部質保証の機能性に大きな課題があるため、早急に改善が必要である。

総じて、大学の目的及び学部・学科の教育目的を達成するための教育研究に関する組織を構成し、安定した財務基盤を確立しているが、三つのポリシーを踏まえた学修成果を明確にした教育の質保証に関する機能の確立、中長期的な計画を踏まえた自主的・自律的な自己点検・評価の体制整備による大学全体の質保証に関する機能の確立するよう改善が必要である。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準A.地域連携と社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 地域運動部活動推進事業への支援活動
2. 国連アカデミック・インパクト加盟と SDGs への取り組み

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神・理念である「物事を科学する人材、グローバルな人材、質実剛健な人材」の養成に基づき、大学の目的、学部・学科の教育目的を定め、学則をはじめ、大学案内、ホームページ、学生ガイドブックに簡潔かつ具体的に明文化している。

日本唯一の学部名称であるスポーツプロモーション学部におけるスポーツコーディネーターの育成を個性・特色として明示している。また、開学時に設置した通信教育課程に加え高校新卒学生を受入れるため、平成 30(2018)年度に通学課程を開設するなど、一貫した教育目的を維持しながら、社会情勢の変化を踏まえた見直しを行っている。

〈参考意見〉

○学則に規定する「大学の目的」「学部学科の目的」のほかに、規則に定めていない独自の「本学の教育目的」を大学案内やホームページに公表しているので、学則の目的との整合性をとることが望まれる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の目的、学部・学科の教育目的の策定及び見直しに関して、学長及び教員 1 人が理事として理事会に出席し、大学の情報を共有するとともに必要に応じて検討を行っており、役員や教職員の理解と支持を得るよう取組みを行っている。学内外への周知は、大学案内、ホームページ、通学課程と通信教育課程それぞれの学生ガイドブックに掲載するとともに、オープンキャンパスや入学時の式典における学長挨拶、新入生向けの「フレッシュマン WEEK」において周知している。

法人の「5 年計画（2024～2028 年）」に沿って、大学における事業を進めるための具体的な展開方法の検討を進めている。

大学の目的及び学部・学科の目的の根幹を成す「プロモーション」「コーディネーション」に対応した具体的な三つのポリシーを定め、大学の目的及び学部・学科の教育目的を達成するために必要な教育研究に関する組織を構成している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページ及び入学試験要項に掲載し、周知している。入学者の選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って、「日本ウェルネススポーツ大学入学者選抜規程」にのっとり、総合型選抜、指定校推薦、学校推薦型選抜、一般選抜の四つの入試区分により公正に行っている。各入試区分において、入試問題の作成は同一法人内で担当者が指名され、作成している。また、複数の試験日程や試験会場の設定、「学校法人タイケン学園グループ内部進学応援制度」を導入し、法人グループ内での内部進学者の獲得にも注力するなど、学生受入れ方法を工夫し、受験しやすい環境づくりに努めており、入学定員に沿った学生数の確保に努めている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修及び授業支援について、学生委員会及び教務委員会が中心となって対応している。委員構成には事務職員を含め、また教務課・学生課と連携し、教員と事務職員が協働して支援する体制をとっている。主に3・4年生が担当するSA(Student Assistant)や「大学版メンター制度」によって、先輩学生が新入学生の大学生活に関するアドバイスを行っている。各指導教員は、オフィスアワーで学生からのさまざまな相談を受付けている。障がいのある学生への配慮については、教職員のみならず学生間でも必要な情報を共有し、教室の座席確保や荷物の移動等、合理的配慮が図られている。中途退学、休学及び留年については、教員と職員が連携して理由の確認や学修指導が行われている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

正課内でキャリア教育や地域連携による実習を行うとともに、授業外ではキャリア支援委員会が中心になって、キャリアセミナーを開催し、年間を通じて支援を行っている。就職・進学相談は、教職員だけでなく、運動部指導者等が連携して就職先の紹介・面接指導の対応をしている。年間を通して履歴書作成指導、面接指導等を定期的に複数回行い、キャリア教育のための支援体制を整備している。

〈参考意見〉

○インターンシップ制度を導入し、キャリア支援の充実強化を図ることが望まれる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生からのさまざまな悩みに関して、事務局のスタッフや部活動の指導者、臨床心理士

の資格を有する教員などが直接対応、あるいは窓口となり適切な相談担当者へつなぐ対応をしている。学生の相談方法は、担当教員への直接質問だけでなく、郵送や FAX、Eメールなど、さまざまな手段で質問票を受付ける仕組みを整備している。運動部の活動を支える監督やコーチ等を一部専任の職員として配置し、学修以外の多面的な学生指導を担うなど学生サービスを行っている。医務室の整備について改善が必要であるが、学生への経済的支援のため、日本学生支援機構の奨学金をはじめ、成績優秀者に対する大学独自の奨励生制度などを設定している。

〈改善を要する点〉

○医務室に有資格者が配置されておらず、使用に際して定期的な清掃が行われていないこと、ベッドが利用可能な状態ではないなど適切な環境が維持されていない上、用意されている医薬品の使用期限が切れている点は改善が必要である。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修環境は、校地・校舎ともに十分な広さを有しており、教育目的の達成のために施設・設備を適切に整備し、有効に活用している。図書館やパソコン室を有し、授業において図書館の利用を促進している。施設・設備の耐震化については計画的に進められているが、校舎出入口のバリアフリー化、エレベータの設置といった一部施設・設備の利便性の確保について今後の計画的な整備が望まれる。学生食堂は、講義室に隣接し利用しやすい場所にあり、学生が利用できる環境にある。教室は授業の履修者数に応じて適切に管理・運用されている。

〈参考意見〉

○バリアフリー化について、2号館、3号館、4号館、体育館は整備されていないため計画的な整備が望まれる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析については、教務課と学生課の職員、部活動の指導者等が、主に教務委員会及び学生委員会に配属された教員と連携し、日常的な業務を通じて意見・要望を把握・分析している。また、学生の心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する意見や要望については学生委員会が中心となり、関係各課や委員会と連携して把握・分析が行われている。学修環境についても学生課をはじめとする事務局などを通じて行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしていない。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページや学生ガイドブックに掲載し、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を適切に定めている。

学則及び毎年配付する学生ガイドブックでこれらを周知し、学位認定審査会、進級審査会を通じて審議するなど厳正に適用している。

〈参考意見〉

○シラバスにおいて授業時間外の学修時間の指示の不備や成績に出席状況を加味する等の記載が散見するため、早急な対応が望まれる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページで周知している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しており、またカリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を体系的に編成している。

シラバスは整備され、履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。また、教養教育を適切に実施するとともに、教授方法の改善を進めるために組織体制を整備・運用し、授業内容・方法に工夫を凝らしている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしていない。

〈理由〉

大学は GPA(Grade Point Average)を学修成果としているが、三つのポリシーを踏まえた学修成果が定められておらず、多様な尺度・指標や測定方法に基づいた学修成果の点検・評価が行われていない。そのため、学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックできていない。就職先企業アンケートは実施されているが、学修成果という観点からの点検・評価は実施されていない。

〈改善を要する点〉

○三つのポリシーを踏まえた学修成果が定められていないため、学修成果を定め、それに基づく点検・評価及び教育改善へのフィードバックを行うよう改善を要する。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確

立・発揮

- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が教授会の議長となってリーダーシップを発揮し、教学の各委員会から意見を求めることにより、意思決定を行える教学マネジメントの補佐体制を構築している。しかしながら、教学マネジメントにおける教授会の役割に課題があるため、関連規則の改定とともに、大学の意思決定の権限と責任を明確化することが必要である。

職員の業務は、「学校法人タイケン学園事務分掌規程」で規則上の役割を明確化している。主に教務課や学生課では、一体的に学生対応を行っている。

〈改善を要する点〉

- 教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長があらかじめ定め、周知をしていない点については、改善が必要である。
- 学長が学生の入学及び卒業の決定を行うに当たり、あらかじめ教授会に意見を求めておらず、決定後に教授会に報告していることは改善を要する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準、大学通信教育設置基準で定める必要教員数及び教授数を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任に関しては、規則を定めた上で、人事委員会で審議した結果を教授会へ報告している。

FD 委員会の企画により、教授会終了後に年に 1 回又は 2 回、2 時間程度のワークショップを含んだ実践的な FD 研修会を継続的に開催しており、大学の教員が中心に参加し、活発な議論を行っている。

4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上への取組みとしては、新任者向け研修のほか、日常業務に関連付けた OJT 研修や、法人全体の新任者を対象とした SD 研修を行っている。大学職員としての資質向上のための計画的かつ組織的な SD 研修は行われていないが、日常的に発生する学生対応の課題に対して、職員同士で意見交換を行う機会を設けている。また、教員対象の FD 研修に一部の職員が参加している。

〈改善を要する点〉

○大学職員としての資質向上のための SD 研修の実施方針・計画について、各職員のキャリアパスを見据えて、計画的かつ組織的に策定されていない点は改善を要する。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究委員会を中心に、研究活動の推進、外部研究費の受入れ、研究倫理教育等の一連の取組みを支援しており、研究成果を「教育研究フォーラム」の研究誌で学内外に公開している。

科学研究費助成事業などの外部資金を活用した研究における資金の支出に関しては、「公的研究費の管理・監査体制に関する規程」を整備している。

個人研究費を配分するとともに、各教員には研究室だけでなく、申出によって実験や演習が行える場所や器具、装置などを研究に活用できるようにしている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人タイケン学園寄附行為」に、「教育基本法及び学校教育法に従い、学校を設置し、学校教育を行い、有益な人材を育成すること」を定めており、その目的を達成するために、諸規則を整備し、経営の規律と誠実性を維持している。法人の情報公開規則を定め、必要な情報の公表を行っている。

大学の使命・目的及び教育目的を達成するために、法人における 5 か年計画を踏まえて、年度ごとの事業計画を作成するとともに、予算を編成し、評議員会へ事業報告を継続的に行っている。

ハラスメント対策指針や関連諸規則に基づいて人権に配慮するとともに、校内巡視による危険箇所等の点検や、自治体と連携した災害発生時の訓練を行うことなどによって、環境と安全にも配慮している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、法人の基本的な運営方針や事業計画などの策定に関して、使命・目的の達成に向けて意思決定を行える体制を整備している。理事長を補佐する体制として、学長が副理事長を、教員 1 人が理事を兼務し、計 5 人で理事会を構成しており、事業計画の確実な遂行に必要な人員が選任されている。理事会は法人本部の会議室で適切に開催され、理事の出席状況は良好である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人と大学に関する管理運営は、理事会において審議し決定しており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。また、学長が副理事長、教員が理事を兼務することにより、大学の使命・目的及び教育目的は理事会に、管理運営に関する重要事項の報告、提案は教授会に反映される体制が図られている。理事長を中心とした「ウ

イクリーミーティング」を開催することにより、法人全体での意思疎通を図っている。

監事の理事会及び評議員会への出席状況は良好であり、各種会議への出席を通じて、法人の業務計画と実施状況について監査を行い、是正事項等に対して確認を行っている。しかしながら、監査報告書を議決していることは改善を要する。評議員は、寄附行為に基づいて選任されている。評議員会は法令に基づく必要事項について意見を述べる役割を果たしており、評議員の出席状況も良好で、適切に運営されている。

〈改善を要する点〉

○監事の監査報告書について、理事会における決算報告とともに審議し、決定していることは改善を要する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人が掲げる5か年計画を基礎として、毎年度の事業計画・予算を作成し、理事会の承認を得ながら事業を進めている。平成30(2018)年度から通学課程を設置した後、収支差額は毎年度収入超過を維持しており、安定した財務基盤の確立と収支バランスが保たれている。

学長自らが教授会で教員に指示するなど、科学研究費助成事業への申請数の増加に向けた努力を行っている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に基づき、「学校法人タイケン学園経理規程」「学校法人タイケン学園固定資産及び物品管理規程」を定め、法人本部が一元的に対応している。

監事は、法人の業務状況、収支状況及び財産状況に関して毎年度監査を実施し、監査報告書を作成している。

また、公認会計士による会計監査も毎年度行っている。

〈参考意見〉

- 内部監査実施細則に基づく内部監査が行われていないため、規則に基づき内部監査を早急に実施することが望まれる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしていない。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしていない。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針である「内部質保証方針」において、統括責任者である学長のもとに全学的な責任体制を明示すること、学部長及び各委員会の長は関係する他の委員会と連携し取組み状況を自己点検・評価委員会に報告することを規定しているが、実際は委員長会議で確認し、教授会での周知に留まっているので、大学全体として「内部質保証方針」に従った責任体制が構築されているとはいえない。

自己点検・評価委員会は、PDCA サイクルが適切に機能するよう監理し、必要に応じて提言、助言、指示等を行うことを規定しているが、方針にのっとった内部質保証を推進する活動は実施されていないため、組織体制が整備されているとはいえない。内部質保証の妥当性と信頼性を高めるため「外部評価委員会」を置くことを規定しているが、委員の人选が滞っていることを理由に委員会は組織されていない。

〈改善を要する点〉

- 「内部質保証方針」に定めている「責任体制及び役割」「推進体制」「検証と改善」にある諸施策について、取組みが行われていないので、改善が必要である。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしていない。

〈理由〉

自己点検・評価委員会規程に、自己点検・評価の計画の作成、評価の実施、学長への報

告、年次報告書の作成・公表などの実施を規定しているが、定期的な点検・評価は実施されておらず、エビデンスに基づいた自己点検・評価は行われていない。平成 29(2017)年度に大学機関別認証評価を受けた際の自己点検評価書はホームページに公表されているが、その後は大学の内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は実施されていない。通学課程設置後の設置計画履行状況報告書において、自己点検・評価報告書を公表する期日を記載しているが、作成されておらず公表もされていない。

現状把握のための調査・データの収集と分析を行う IR に関する体制は整備されておらず、IR を活用するための活動は行われていない。

〈改善を要する点〉

- 通学課程設置後の設置計画履行状況報告書に「自己点検・評価報告書は令和 3 年 8 月 31 日公表（予定）」と記載されているが対応していない等、平成 29(2017)年度に機関別認証評価を受けて以来、今回の認証評価を受けるまで大学の質保証のための自己点検・評価が実施されていない点は改善が必要である。
- IR を活用する機能は構築されておらず IR に関する活動は行われていないので、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う部門を設置するなどの体制整備について改善が必要である。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしていない。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とする内部質保証への取組みは不十分である。大学全体の PDCA サイクルの仕組みは確立されておらず、教学マネジメントにおけるガバナンスや法人の管理運営において内部質保証の機能性に関する課題がある。

大学運営の改善・向上のための大学全体の内部質保証の機能性を高める体制は構築されていない。学修成果の点検・評価は十分に行われておらず、内部質保証のための自己点検・評価も実施されていないなど、内部質保証の仕組みは機能しているとはいえない。

〈改善を要する点〉

- 学修成果の点検・評価において、改善を要する事項があり、教育の内部質保証に関する機能性に重大な課題があるため、早急に体制を確立し実行するよう改善が必要である。
- 医務室への対応、教学マネジメントにおける教授会の役割、職員研修及び法人の管理運営などに関して改善を要する事項があり、内部質保証の機能性に大きな課題があるため、早急に改善が必要である。

〈参考意見〉

○大学の諸規則は、法律等への対応が十分ではなく、規則の未整備、誤記、他の規則との不整合等が多数見受けられるので、法律等を遵守した規則の制定・改正、誤記や不整合の修正を行うなど、内部質保証の機能性に関わるチェック体制の強化が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携と社会貢献

A-1. 地域スポーツ・健康活動への貢献

- A-1-① 地域におけるスポーツ・健康活動「ウェルネススポーツアカデミー」事業の展開
- A-1-② 地域スポーツ支援ボランティア活動
- A-1-③ 地域行政との協働支援活動

【概評】

平成 24(2012)年の開学とともに、大学の所在地である茨城県利根町との間に、町の活性化と大学教育の向上を図り相互の発展を目指す「利根町と日本ウェルネススポーツ大学との連携に関する協定書」を、また災害時に大学の施設が利用できる「避難所施設利用に関する協定書」を締結しており、地域連携と社会貢献に寄与している。

また、「利根町と日本ウェルネススポーツ大学との連携に関する協定書」に基づき、開学以来立上げ実施してきたジュニアクラブ、サークル教室等を、平成 29(2017)年 4 月に体系化し「ウェルネススポーツアカデミー」として学生の学びの場を大学内に限定せず、地域のイベントに参加することにより、実際の間を通じた企画、立案、運営等のスポーツプロモーションを学ぶとともに、子どもから高齢者に対する処遇や指導法を身に付ける重要な場とし、併せて地域の社会貢献を目指している。

スポーツプロモーションに重点を置いた教育・研究を実施している大学の教職員や学生にとって地域連携・社会貢献活動は、利根町の人・歴史・文化・自然に身をもって触れることで、より深い地域とのつながりを得ている。特に、利根町と大学により共同企画したイベントや観光事業への参加、ボランティア活動及び公開講座の実施は、在籍する学生にとって教室内の知識の獲得以上に実り多き財産となっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 地域運動部活動推進事業への支援活動

本学では、2022年10月より地元自治体と連携した「地域運動部活動推進事業」に取り組んでいる。本事業は地元中学校部活動の地域移行の取り組みとして「すぽかるとね」の名称で行われており、本学学生は各種目の地域指導者をサポートする役割を担っている。

実施に際して地元自治体において発足した検討委員会には、本学職員1名も委員として委嘱され本事業に参画しており、地域支援のための連携事業として継続的に実施している。

尚、年度ごとの活動の状況は以下の通りである。

年度	部活動種目	活動日数 (総数)	派遣学生数 (実数)
2022	野球、バスケットボール、バドミントン、バレーボール	10日	70人
2023	野球、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、サッカー	28日	84人
2024 (予定)	野球、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、サッカー	36日	98人

2. 国連アカデミック・インパクト加盟とSDGsへの取り組み

本学は、2022年2月より国連アカデミック・インパクトに加盟し活動を行っている。国連アカデミック・インパクト参加が、より多くの学生にとってグローバルで公平な視野を持つきっかけとなるよう、コロナ禍における外国人留学生の受け入れだけでなく、日本においても可能な国際交流活動やSDGsの促進など、グローバルな社会貢献を推進していく。オリンピックの輩出、日本健康・スポーツ教育学会の運営やシンポジウム、子ども食堂へのボランティア活動、スポーツを通じた全世代交流などを社会に貢献する取組みを企画している。

本学の「取り組む原則」

原則1：国連憲章の原則を推進し、実現する

原則3：性別、人種、宗教、民族を問わず、全ての人に教育の機会を提供する

原則4：高等教育に必要とされるスキル、知識を習得する機会を全ての人に提供する

原則5：世界各国の高等教育制度において、能力を育成する

原則8：貧困問題に取り組む

原則9：持続可能性を推進する

直近の活動内容

年月	部活内容	活動内容の詳細
2024年4月	ルクセンブルク大使館訪問	ルクセンブルクと日本の友好交流を実施
2024年2月	映画「カムイのうた」鑑賞	アイヌ文化伝承者をモデルに制作された映画の鑑賞
2023年3月	献血活動	学生等による献血への協力

